「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針の改訂案」に対するパブリックコメント（意見公募手続）の結果等について

令和７年12月26日
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針の改訂案」について、令和７年11月７日から同年11月28日まで御意見を募集したところ、250件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々に厚く御礼を申し上げます。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいており、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考にさせていただきます。

また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、別紙に掲載している御意見の数と集計上の御意見の数は一致しません。

別紙

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	亡くなった後の調査指針だが、本来は未然防止が必要ではないか。（全般への意見）	御指摘のとおり、自殺の未然防止が必要であり、本指針においても、第２章に平常時からの備えを記載しています。
2	本指針案は、児童生徒の自殺という深刻な事態に対し、体系的な調査手順と「平常時からの備え」を重視するものであり、その目的に賛同するが、平常時からの備えの中に自殺予防教育や研修に関する事項を記載すべき。（全般への意見）	自殺予防教育や研修等については、文部科学省が出したこれまでに発出した通知等を参考にしていただきたいと考えており、通知等をまとめたホームページのリンクを記載しています。
3	指針を改訂するだけではなく、学校現場でしっかりと使われるようにしてほしい。（全般への意見）	御指摘のとおり、改訂後の指針の内容を各教育委員会等や学校現場に周知していくことが必要であると考えており、今後、オンライン説明会の開催等も予定しています。
4	本指針に関する検討を行った、協議会の議事録を公開してほしい。（全般への意見）	準備が整い次第、順次掲載をする予定です。
5	自死した児童生徒が不登校の場合、そもそも学校がその生徒がなぜ不登校だったのかを調べていないことがあり、そのような場合の記載欄がないので、不登校の理由までも記載する必要があるのではないか。（全般への意見）	本指針については、自殺に至る過程を調査するものであるため、仮に不登校状態にある児童生徒が自殺した場合にはその背景等も対象となり得ます。
6	フロー図の基本調査結果の遺族への説明について、基本調査結果の文書を遺族に提供した上で説明をすべき。（全般への意見）	調査の流れが分かるフロー図については、第１章でお示ししているところです。また、様式２を用いて基本調査の結果を説明することについて明記することとします。
7	インターネット掲示板への書き込みなども調査項目に入れてほしい。（全般への意見）	基本調査のための様式２に項目を設けております。
8	子供の自殺は複数要因が絡むため、特定要因に還元すべきではなく、子供の自殺要因として「父母の別居・離婚に伴う高葛藤状態」や「一方の親との関係遮断（片親化）」の影響	家庭問題が背景に疑われる場合も、児童生徒の自殺が起きたときは本指針に沿って対応することとなります。

	を体系的に把握できるよう、指針に明記すべき。（全般への意見）	
9	自殺に至る過程は警察が現場検証や聴取で把握しており、学校への情報提供が遺族同意で可能なら迅速に進むのではないか。（全般への意見）	背景調査の目的は、第１章第２節に記載しているとおりであり、警察による現場検証や聴取のみでは把握出来ないものもあり得ると考えております。他方で、警察から学校への情報提供がある場合もあり、そのような場合はより詳細な情報が集まると考えています。
10	改訂案の概要において、「基本調査は必ず行うこと」「詳細調査は遺族の要望があれば、実施すること」が記載されていないが、記載した方がよいのではないか。（概要）	本概要については、改訂のポイントを絞って記載しておりますので、記載しておりません。
11	発生から１週間以内に、現時点で収集した情報を遺族へ共有する中で、不確かな情報であっても事前に説明することにより、隠蔽への疑念や学校への不信感を防ぎ、訴訟リスクを下げる姿勢が重要ではないか。（第１章第１節）	第３章第３節に記載しているとおり、基本調査の最初の説明は、調査着手から出来るだけ１週間以内を目安に行うことを記載しております。
12	調査対象について、自殺未遂も対象にすべき。（第１章第１節）	自殺未遂が生じた場合の対応については、第２章の平常時からの備えに記載しており、「校内連携型危機対応チーム」を核に、教育委員会等、専門家、関係機関等との連携協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含む危機管理態勢を速やかに構築したり、改正後の自殺対策基本法で定める、「協議会」等と連携したりするなど、自殺未遂した児童生徒への対応を組織的に行う必要があると考えています。
13	学校設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会）とあるところを、（公立学校の場合は設置する地方公共団体の	背景調査は、児童生徒の自殺の再発防止等の目的のため、学校又は学校の設置者が実施をするもので

	教育委員会または首長部局）とすべき。（第１章第１節）	あり、首長部局が調査することは念頭においておりません。
14	○の３つ目について、前後でわかりやすい説明があるため、削除すべき。（第１章第１節）	本記載については、背景調査実施の上での視点を記載しているものとなりますので元案としています。
15	（１）の○の４つ目について、保存方法について記載すべき。（第１章第２節）	御指摘を踏まえ、「得られた情報の取扱い、保存期間や保存方法等」と修正いたします。
16	（４）の「基本調査」の枠の中に「遺族にも様式１を用いて説明を行う」と加筆すべき。（第１章第２節）	御指摘を踏まえて、第３章の記載を要約した形で記載をします。
17	（４）の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、○の１つ目について、「第三者性が確保された専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する」は、削除すべきであり、学校にとって第三者でも遺族にとって他人。同意なく事案の情報を共有されることはあってはならず、それよりも「基本調査の結果を遺族へ報告し、様式３を活用して詳細調査の移行を確認する。」を加筆すべき。（第１章第２節）	本記載については、学校の設置者だけの判断に任せるのではなく、客観的な立場からの意見を踏まえて検討する必要性を記載しているところですので、元案としています。 他方で、遺族への意向確認については記載をします。
18	（４）の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、○の５つ目について、アンケート実施の判断は、学校も含むべき。（第１章第２節）	アンケート調査は詳細調査の一部であることから、アンケート調査の実施判断の責任は、特別の事情がない限り、学校の設置者であると考えているため元案としています。
19	（４）の「詳細調査への移行の判断」の枠の中、○の７つ目について、「あとから詳細調査に移行する可能性もあるため、得られた情報の保全は原本も含めてしっかりと行う必要がある」と加筆すべき。（第１章第２節）	資料の保存については、第１章第３節に記載しており、背景調査全体に通ずる内容ですので、この箇所では記載しておりません。
20	（４）の「詳細調査」の枠の中、○の３つ目について、「遺族推薦の委員も取り入れる」を加筆すべき。「第三者的な立場の機関」のイメージが湧くように例示するべきであり、	遺族推薦の委員も取り入れると、学校・教育委員会側、遺族側、双方にとって公平・中立な立場とならない可能性があるため、職能団体からの推薦等により、公平性・

	例えば、弁護士会、NPO、学術学会、職域団体としてはどうか。（第１章第２節）	中立性を確保することが必要であると考えています。
21	（５）に、「○教師からの聴き取りや日頃の教師の言動によって生徒の記憶が上書き（記憶の汚染）されてしまったり、それによって生徒が情報提供を控えてしまう危険性があることにも十分注意が必要である。」と加筆すべき。（第１章第２節）	教師からの聴き取り等に限らず、「児童生徒は「被暗示性」が高く、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になる恐れ」があると考えておりますので、元案としています。
22	（５）の○の５つ目「あやふやな情報が大量にあげられる」という表現は不適切ではないか。生徒も、自分が持っている情報を少しでも亡くなった子と遺族のために役立てられればと思って情報提供してくれている。何が確実な情報かはすぐにはわからないため、どんな情報でもあげてもらえるよう呼びかける姿勢が大切。時間が経った情報を「あやふや」と評価するのであれば、早期にアンケートを実施し、情報を保全すべき。（第１章第２節）	御指摘を踏まえ、文言を適正化します。
23	（１）遺族・児童生徒・教職員への心のケアについては、現行指針Ｐ．５＜地域の関係する機関に援助を求める＞の記載を使うべき。（第１章第３節）	遺族の心のケアについては、同節の＜遺族との関わり＞で記載をしています。 また、児童生徒等への対応については、「ネットワーク型緊急支援チーム」が対応することとなりますが、関係機関の具体例を記載することにより、趣旨を明確化します。
24	（１）心のケアを強調しすぎると調査が不十分になってしまうのではないか。指針案で言われている、「調査と心のケアを一体的に行っていく視点」や「専門家等の援助」の意味を明確化し、「必要」ではなく「望ましい」とすべき。（第１章第３節）	自殺が起きたときは関係者の心のケアが必要であるため、調査だけではなく心のケアの必要性を記載しています。また「心理の専門家等の援助」の内容はケースバイケースですが、学校や学校の設置者だけでは対応が難しいこともあるため、専門家の援助が必要であると記載しています。

25	（２）「遺族や児童生徒・教職員等へのケアは調査に並行して実施することが期待される」とあるが、教職員も当事者であり、調査に集中するため心理的ケアは学外の第三者が担うべき。	学校や学校の設置者が連携を図ることにより、例えば、教育委員会に配置されたスクールカウンセラーのスーパーバイザーが心のケアを行うことなどもあると考えており、元案とさせていただきます。
26	（３）遺族との関わりについて、学校に不信感がある場合、教育委員会の方が説明にきても情報の扱われ方に不信・不安があり相談ができない。地域のサポートも地域の規模が小さいと情報が広がってしまうことを恐れて相談できないこともある。学校は状況的に不信感を持たれやすかったり、遺族への対応に慣れてはいないため、学校や設置者ですべてのサポートを行おうとすることは避け、様式１を参考に、個々の遺族のニーズに合った窓口を探してもらうよう案内することが良い。（第１章第３節）	遺族との関わりについては、学校や学校の設置者だけではなく、精神保健部局や関係する職能団体、医療機関等に援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要であることを明記するとともに、遺族にお渡しして背景調査について説明する様式１に相談窓口を記載しています。
27	（４）報道やSNS対応の基本的な考え方について、報道対応については緊急対応の手引きを参照することとし、詳細は書かなくても良いのではないか。WHOの自殺報道ガイドラインについては報道機関が責任を持って守るものであり、（４）での紹介は不要ではないか。また、「取材・報道の自由には配慮する。」ことを記載してはどうか。（第１章第３節）	学校及び学校の設置者についても報道対応を理解しておくべきことから、記載しています。
28	（４）報道やSNS対応の基本的な考え方に、「〇第一に、報道機関から問い合わせがきていることを遺族に伝える。報道機関に伝えてよい情報の範囲を遺族に確認する。遺族の同意が得られていない情報は絶対に言わない。」と加筆すべき。（第１章第３節）	御指摘を踏まえ、一部追記します。
29	（５）資料の収集保存の以下の箇所について、以下の点を修正すべき。 ・〇の１つ目について「面談の記録等（教員のメモ程度のものも含む）」とすべきではないか（※下線の内容を追加すべき	御指摘を踏まえ、「保存方法」を記載します。また、教員のメモは、具体例として提示している「面談の記録等」の詳細だと考えており、具体例の詳細を網羅的に記載

	との御意見)。 ・○の２つ目について、「調査報告書と、その根拠となった資料全て（教員のメモ程度のものも含む）についても保存期間、保存場所を定める必要があり」とすべきではないか（※下線の内容を追加すべきとの御意見)。 ・○の２つ目について、「アンケートや聴取の結果をまとめた文書等」となっているが、基礎資料の「原本」の保存、関係資料（アンケートの質問票や児童生徒からの回答）は「原本及び電子媒体（PDF）保存として徹底すべきではないか。 ・○の２つ目について、「保存期間は、アンケートの質問票や児童生徒からの回答、アンケートや聴取の結果とそれをまとめた文書も調査報告書も、調査終了から最低５年とし、場合によっては永年保存も検討する。廃棄する場合は遺族へ連絡するべき」とし、様式３にも記載すべきではないか（※下線の内容を追加すべきとの御意見)。（第１章第３節）	することは難しいと考えておりますので元案としています。 また、一般的に保存期間、保存方法及び廃棄のルールについては、地方公共団体の文書規則等で定められることとなりますので、本指針を踏まえて、自治体が決定すべきものと考えており、元案としています。
30	○の２つ目について、アンケートや聴取結果、調査報告書の保存期間を「５年とすることが望ましい」としているが、６年以上経過後に第三者調査が行われた事例があるため、保存期間は遺族に説明し、了承を得ることを義務化すべき。また、５年以上とすべき。（第１章第３節）	一般的に保存期間や保存方法については地方公共団体の文書規則等で定められることとなりますが、５年以上保存が必要と判断した場合は、その期間、保存することも可能であると考えております。
31	○の１１つ目について、ICT による心の健康観察は有効だが、教職員の感性との補完を明記し、機械的対応を防ぐべき。（第２章第１節）	１人１台端末を活用した心の健康観察の重要性を記載する一方で、平素からの教育相談体制の充実の重要性を合わせて記載しています。
32	○の１２つ目について、「児童生徒の異変を感じ取った際は、学校内で速やかに情報を共有」とあるが、保護者への共有が明記されておらず、自殺の危険がある場合、学校内だけ	御意見を踏まえ、第２章第１節の○４つ目に「必要に応じて、保護者と情報共有しつつ」という文言を追加しました。

	でなく、真っ先に保護者と情報共有することが不可欠ではないか。（第２章第１節）	
33	平常時からの備えとして、「不適切な指導は自殺のきっかけになることもあるため、絶対に行わないよう注意する」よう加筆すべき。その際、生徒指導提要も参照するよう記載すべき。（第２章第１節）	不適切な指導は決して許されるものではありませんが、平常時からの備えは特定の理由に言及するのではなく、児童生徒が自殺に至らないようにするために設けている箇所となりますので、元案としています。
34	基本調査について、公正性確保のため、外部専門家の関与と透明性を強化すべき。（第３章第１節）	第３章第１節に、基本調査の段階から、児童生徒の自殺予防や心理等に精通した専門家の支援を得ることが有効であると記載しています。
35	○の４つ目について、聞き取りを行ってほしい生徒がいるか遺族に確認すべき。その際、遺族の希望があればアンケート調査も行えることも伝えるべき。（第３章第１節）	アンケート調査については、自殺又は自殺が疑われる死亡事案発生後に、背景調査や今後の流れを遺族に説明する際に活用する様式１に、「御希望があれば、詳細調査の一部であるアンケート調査・聴き取り調査を、詳細調査に先行して実施することも可能」であることを記載します。また、第３章第３節（３）基本調査に関する遺族への説明に記載しているとおり、基本調査の結果を最初に説明する際に、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取りを実施することが可能であることを説明することとしています。、さらに、聴き取り調査の対象は、遺族との関わりの中で得た情報を含め亡くなった児童生徒の学級や部活動等での人間関係について学校が把握している情報を踏まえた上で、学校が判断することを記載します。なお、詳細調査の聴き取りの対象につい

		ては、詳細調査に関する遺族の要望を確認することとなります。
36	遺族との関わりについて、「早い段階から遺族の意向（どのような調査を望んでいるか）を確認しておくことで、大きな行き違いを防ぐことができる」という視点を加筆すべき。（第３章第１節）	基本調査の結果を最初に説明する際に、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であることについて説明を行うことを記載しています。
37	○の１つ目について、不適切指導が疑われる場合、当事者となる教員を調査の担当に含めないことはもちろんだが、「学校や設置者も第三者性が低いため、精神保健福祉職等を初動から含めることも検討する」と加筆するべき。生徒が自殺した状況では教員も聞き取りができる精神状態ではない可能性がある。精神保健福祉職等が入ることで遺族の不信感を減らせるだけでなく、グリーフケアについてなどに詳しいため遺された人々のケアについて助言をもらうこともできる。第三者が入ることで、アンケートも初動からしやすくなる。（第３章第２節）	本指針においては、基本調査の段階から学校の設置者や学校だけではなく、児童生徒の自殺予防や心理等に精通した専門家の支援を得ることが必要であることを記載しています。
38	（１）指導記録等の確認について、「前提として、日常的に指導記録や生活アンケート等を蓄積（保管）しておくことが必要である。また非常時の資料収集責任者をあらかじめ決めておく」とすべき。また、（２）全教職員からの聴き取りについて、「校長や教頭等が聴き取りをすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、~~教育委員会や~~精神保健の担当者等、学校外の者が聴き取る。その際、メモを作成する。可能であれば、録音をすることが望ましい。」とすべき（※下線の内容を追加し、取り消し線の内容を削除すべきとの御意見）。（第３章第２節）	資料収集責任者は非常時に関わらず、校長であると考えておりますので元案としています。また、聴き取りの方法は、調査において多種多様であること、教育委員会の担当者が聴き取る場合もあり得ることから元案としています。
39	「（２）全教職員からの聴き取り」の○の２つ目について、聴き取る内容に「叱責の有無」を加筆すべき。（第３章第２節）	御指摘の内容は「教職員との関係等の対人関係」の具体例であると考えております。

40	「（３）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア」において、「遺族にも、聴き取りで確認してほしいことがないか事前に確認しておく。」と加筆すべき。（第３章第２節）	基本調査での聴き取りは、関係の深かった児童生徒に対し、亡くなった児童生徒から何らかのSOSを受け取っている可能性があることを踏まえた上で、状況に応じて行うものであり、遺族が希望する内容は、詳細調査における、聴き取りで対応するべきものと考えております。
41	基本調査でも遺族の聞き取りを行うように記載すべき。（第３章第２節）	基本調査は学校が持っている情報等を迅速に整理するものであり、元案といたします。
42	（１）の○の３つ目について、「文部科学省及びこども家庭庁における子供の自殺に係る対策の検討や調査結果を活用した自殺の要因分析の実施等のため、様式２を文部科学省に共有すること（様式２を文部科学省からこども家庭庁に提供する）。その際、遺族に内容の確認を取る。」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。もしくは同意をとることを記載すべき。（第３章第３節）	基本調査は、学校が持っている情報を整理するものであるため、遺族による内容の確認を要するものではないですが、様式２を文部科学省及びこども家庭庁が実施する要因分析・研究に活用することに関する同意についての記載を追記します。
43	（３）の○の１つ目について、「調査結果を文書（様式２を含む）にし、遺族に渡して説明する」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。基本調査結果は概要ではなく全文を文書で提供すべき。「結果の概要を提示するなど、遺族に寄り添った形で」とすると、配慮のつもりだったとして学校に不都合な情報を抜き取った概要が渡される可能性がある。この文章は削除すべき。（第３章第３節）	様式２を用いて基本調査の結果を説明することを明記します。
44	（３）の○の４つ目について、「留意する」ではなく、「基本調査でできること／できないことを明確に伝え、詳細調査の説明をする」とすべき。はっきり伝えることでトラブル回避できる。（第３章第３節）	御指摘の内容を踏まえ、趣旨を明確化します。
45	詳細調査報告書は学校設置者に報告し、文部科学省に共有するとされているが、私立学校	学校の設置主体に関わらず、調査結果については、文部科学省へ共

	や国立大学附属校では設置者が教育委員会ではないため、結果が「身内内」で留まり、再発防止策が取られない恐れがあるため、私立学校は都道府県知事へ、国立大学附属校は文部科学大臣へ報告書を提出することを義務化し、指針に明記するべき。（第３章第３節、第５章第８節）	有していただくこととしています。
46	詳細調査への移行を望ましいではなく義務にすべき。（第４章第１節）	詳細調査が難しい場合があることから、義務にしておりませんが、学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合や遺族の要望がある場合等は行うべきであると考えています。
47	（１）の○の２つ目について、「特別の事情がない限り、詳細調査の主体は学校ではなく設置者」とあるが、「特別な事情」の具体例が不明確であるため、遺族と学校設置者の信頼関係が崩れている場合」などを例示し、別の調査主体（地方自治体首長部局や文部科学省）を明記するべき。（第４章第１節）	特別な事情とは、遺族が学校による調査を求める場合等が考えられますが、本指針においては、背景調査について、学校の設置者又は学校以外が調査することは想定しておりません。
48	（１）の○の７つ目について、「様々な制約」とはどのようなことを指すのか。何を言いたい文章なのか分からないため修正すべき。	様々な制約とは、時間的な制約や聴き取りの制約等が考えられます。また、文意をわかりやすく修正します。
49	（２）の「詳細調査への移行判断の主体は学校設置者」とあるが、遺族の要望を優先することを明記すべきではないか。（第４章第１節）	第４章第１節にある通り、遺族の要望がある場合は、詳細調査を実施すべきであると考えています。
50	（２）の移行判断に第三者の意見を求めることは、遺族の同意を得てから行うべき。その第三者には守秘義務は発生しているのか。その第三者の介入について遺族にはどう説明するのか。以上の点についても指針で明示すべき。（第４章第１節）	第三者的な立場の機関等の意見を聞く上では、遺族の同意は不要であると考えていますが、第三者には守秘義務が課されるべきであるため、その旨記載をします。
51	（３）の○の２つ目について、「学校生活に関係する要素」に部活動を追加すべき。（第４章第１節）	部活動での事項については、例えば、部活動中に生じた場合でも、学友や教職員との関係での悩み等に計上されると考えておりますので元案としています。

52	自殺は多くが学校外で発生し、遺族は詳細調査を望まない場合が多い。全件詳細調査は現実と乖離しているのではないか。（第４章第１節）	背景調査の目的は第１章第２節に記載しているとおりであり、その目的からすれば、全件を対象にすることが望ましいですが、難しい場合もあることから、少なくとも第４章第１節に記載しているものについては、実施することとしています。
53	アンケート調査は、詳細調査移行の有無にかかわらず実施されるべきではないか。（第４章第２節）	指針にも記載しているとおり、アンケート調査実施においては、遺族、聴き取りを行う児童生徒、保護者の同意及び児童生徒への心のケア体制が整っていることが必要であるため、学校が保有している情報等を迅速に整理する基本調査の中で、アンケート調査を位置付けることは適切ではないものの、アンケート調査を、詳細調査に先行して、基本調査と並行して実施することもできる旨を記載することとしています。
54	○の７つ目について「指導主事等の人的支援」とあるが、教育委員会は学校の利害関係者であり、アンケート結果の集計や聴き取りで情報の取捨選択をすべき立場ではない。人的支援としては、現行指針のＰ．５の通り精神保健部局や関係する職能団体などの第三者を中心に行うべき。（第４章第２節）	アンケート調査の集計や聴き取り調査を学校だけで行うことは負担が大きく、教育委員会等による人的支援や心理・福祉の専門家による支援が必要であると考えており、趣旨が明確になるよう修正します。
55	「説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を『見える化』することが望ましい」と記載されているが、「望ましい」という任意表現は削除し、義務化すべき。（第４章第３節）	説明の方法については、遺族に寄り添った形で対応すべきであるため、「望ましい」としています。
56	「基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった段階」の枠の中、②の・の３つ目について、遺族の指定では公平、中立性が確保できなくなるような誤読の危険性がある。「遺族が指定する者を調査組織に参画するよう求	面識があることや一度でも話をしたことがある場合というのは程度の差があり、ケースによっては公平性・中立性が損なわれる場合もあると考えているため、元案とし

	められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて、推薦を依頼することを説明する。この際、推薦された個人や団体について、遺族と面識があることや一度でも話したことがあることは、それだけをもって公平性・中立性が損なわれるわけではないことに留意する。」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。（第４章第３節）	ています。また、職能団体による推薦等により、双方にとって、公平性・中立性が確保されるものと考えております。
57	「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階」の枠の中、⑦に以下２点を加筆すべき。これらの約束が提示されると詳細調査を希望しやすくなる。 ・必ず中間報告を行い、調査が不足している部分がないか遺族に確認する。 ・報告書の公開範囲については、報告書完成後に遺族と相談して決める。 （第４章第３節）	定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことについてあらかじめ遺族に対して説明することは既に記載しております。 公表については、いただいた内容も踏まえ、修正をします。
58	詳細調査の委員を選び直せるようにすべき。中立･公平性の判断は教育委員会ではなく、遺族視点で見るべき。立場が客観的に公正な有識者でも、有識者の意見に対して心理的に公正と感じられるかはわからない。公正ではないことが判明したら委員を選び直せるように書くべき。再調査が叶わないことが多い。１回の調査で遺族が納得できることが時間的、コスト的にも良い。（第５章第１節）	公平・中立の観点については、双方にとって公平・中立であるべきと考えており、客観的に公正であることが必要であると考えております。
59	体罰や不適切な指導等が背景にあると疑われる場合について、「第三者委員会方式での調査の実施を検討すべきである。」の「検討」は削除すべき。（第５章第１節）	調査組織の最終判断は、調査主体となるため、指針の中では検討としておりますが、仮に体罰・不適切指導等が背景にあると疑われる場合に、第三者委員会方式で実施しない場合については、その説明責任が生じると考えております。
60	アンケートの内容は遺族等の意見も聞き、取り入れられるか考慮すること。（第５章第３節）	第５章第３節において、「アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理

		解を求める。」と記載しております。
61	（４）の○の４つ目について、「承諾書」という書類に同意が得られないと実施できないのはハードルが高すぎる。保護者にとっては協力するに値しないと思っても、生徒は協力したい可能性も高い。保護者には協力を呼びかける程度にとどめ、「書きたくないことは書かなくてよい」などアンケートの方に配慮があればよいのではないか。「承諾書」が必要とするなら、基本調査の聴き取りにも承諾書が必要となる。（第５章第３節）	承諾書という記載は削除し、アンケート実施に関する保護者への協力依頼、児童生徒に配慮したアンケートの方法について記載します。
62	現行指針のアンケートのサンプルに紹介されている、封筒に入れる方法などは残してほしい。（第５章第３節）	参考資料に内容を記載する予定です。
63	「アンケート調査結果の具体的取扱い方針の例」枠の中、・の３つ目について、「提供」ではなく「遺族へ手渡す」など具体的に書いてほしい。開示請求の手続きを挟むことは遺族との信頼関係を壊してしまうことも記載してほしい。また、アンケートの原本の保存方法を記載すべき。（第５章第３節）	提供の方法については、多様であるため、元案としています。また、保存方法については、文書管理の観点から自治体の判断となりますが、第１章第３節で記載しております。
64	（５）の○の４つ目について「中学校教諭経験のある指導主事」という記載があるが、学校設置者は学校の利害関係者であり、事案の加害者になりうる可能性もあるため、聴き取りに「指導主事」が相応しい、という文章は削除すべき。（第５章第３節）	児童生徒の発達段階に応じたふさわしい聴取者として、中学校教諭経験のある指導主事が対応することもあり得ると考えておりますが、例示することで限定的に受け取られることがないよう修正します。
65	「自殺に至る過程や心理の検証」の○の３つ目について、量的、質的だけでなく、「実施時期（事案発生からどのくらい経過したか）」も加筆すべき。（第５章第６節）	困難とは言い切ることが難しいため、元案としています。
66	調査内容の希薄による再調査や追加調査の要望の方法も追加して欲しい。（第５章第７節）	第５章第７節に、「遺族と事前に確認した事項について、調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合等は遺族の意向を確認した上で、調査主体

		又は調査組織の判断で追加で調査を行うことが望ましい。」と記載しています。
67	報告書に対して、遺族が意見を述べる「所見」を提出することができる。「所見」は、希望すれば、最終報告書とともに公表することとする。（第５章第７節）	所見を提出することは妨げるものではないと考えておりますが、あくまで自治体の判断となることから、記載しておりません。
68	報告書は遺族に説明し、書面で提供すること。（第５章第７節）	遺族への情報提供の仕方は、第５章第７節（３）に記載しているとおりです。
69	表中、７（２）について、「本指針、緊急対応の手引き、教師が知っておきたい子どもの自殺予防、生徒指導提要」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。（第５章第７節）	御指摘を踏まえ、修正をします。
70	（２）事実関係の確認・整理等の○の７つ目について、「調査主体と遺族と協議して」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。（第５章第７節）	調査報告書の結果の公表については、第５章第７節（５）に記載しているとおりですので御指摘の箇所は元案としています。
71	報告書に根拠のない憶測を記載することは避けるべきと記載するべき。（第５章第７節）	第５章第７節（２）の○３つ目の後半に記載しております。
72	２.の「事案発生時の状況」について、知り得たルートとして、警察、遺族、病院などを記載するチェックボックスがほしい。（様式２）	知り得たルート等は、（事案の概要）の箇所等に記載することを想定しております。
73	様式２をまとめるのに活用した「情報源」を書く欄を作るべき。新たにこの事案に関してアンケート調査をしたのか、遺族からの情報は反映されているのか等で様式２の回答の質が変わる。様式２を記載するにあたって参考にした資料は、遺族にも説明し、極力文章で提供する。（様式２）	学校が持っている情報等を迅速に整理するのが、基本調査であり、情報源は様々であると考えられるため、元案としています。
74	３.の「出席状況」について、「前年度」と「直近１ヶ月」ではなく「今年度」とすべきではないか。（様式２）	今年度とすると、年度初めに自殺が発生した場合、記載することが出来ないため、（前年度）及び直近１ヶ月としています。また、記載出来ない場合については自由記述

		欄に記載することを想定しています。
75	３.の「出席状況」について、オンライン授業や保健室登校など具体項目を追加すべき。（様式２）	様式２のチェックで記載出来ない部分については自由記述欄に記載してもらうことを想定しています。
76	５.の「その他の方法により把握した情報」について、代表的な検査名を具体的に記載すべきではないか。（様式２）	様式２のチェックで記載出来ない部分については自由記述欄に記載してもらうことを想定しています。
77	７.の「学校問題」について、「□部活動での悩み」を加えるべき。また、「□教員との関係での悩み」は、「□体罰、□不適切指導、□教師との恋愛、□教員からの性暴力、□それ以外」と分けるべき。（様式２）	部活動の悩みについては、例えば、部活動中に生じた場合でも、学友や教職員との関係での悩み等に計上されると考えております。 教員との関係での悩みについては、御指摘を一部踏まえて、教職員による体罰・不適切な指導等については、独立した項目とします。 なお、さらに詳細な情報については、自由記述に記載してもらうことを想定しています。
78	７.の「家庭問題」について、「□性的虐待」を加えるべき。（様式２）	御指摘を踏まえ修正をします。また、他の記載内容についても、再度検討を行い、修正します。
79	２の□の２つ目について、同意を取る必要はない。削除すべき。（様式３）	同意をとる必要はあると考えていますので、元案としていますが、項目の趣旨を明確化いたします。
80	「※」の説明について、「はい、いいえ」のチェックボックスにすべき。（様式３）	はい/いいえという形式でなくこの様式が適切と考えるため、元案としています。
81	その他 ○　遺族には知る権利があることを明記すべき。（全般への意見） ○　危機対応チーム構築は重要だが、人材・予算不足に対応するため、標準様式や外部支援テンプレート、地域連携を明記すべき。（全般への意見）	頂いた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

	○　オーストラリアのようなオンライン研修を日本でも実施すべき。（全般への意見） ○　改訂案は前進だが、調査を学校・教育委員会に丸投げする現状は不十分であり、文科省が主体的に監督し、曖昧表現を排除して遺族の権利を制度に明記すべき。（全般への意見） ○　子どもの本当の理由を表面的な情報で決めつけず、掲示板やノートなど多面的に確認し、気持ちを安全に吐き出せる場を整えてほしい。（全般への意見） ○　遺族の心のケアは、自殺対策基本法第21条に基づき、国及び地方公共団体が行わなければならないこととされていることから、背景調査を行う際にも、地方公共団体と国が支援を行うべきと記載するべきではないか。（全般への意見） ○　子どもの自死は重大事態であり、背景調査を義務化し、違反や虚偽報告には罰則を設けるべきではないか。また、遺族が納得する報告書を作成した教職員を評価する仕組みも必要であり、『希望がある場合』『検討する』など曖昧な文言は実効性を欠くため、すべて義務化すべき。さらに、体罰や不適切指導の通報があれば調査を義務付け、遺書に原因が記されていれば認定する方針を示すこと。背景調査やスポーツ振興センターへの請求説明も義務化し、隠蔽や矮小化を防ぐ仕組みを整えることで、学校による不適切対応を減らすことが期待されるのではないか。（全般への意見） ○　医療機関・福祉機関との連携を進めるなら、学校医の役割を制度に明記し、拒否できない仕組みを整える必要があることから、○の５つ目にある「専門家、関係機関」との連携に、学校医を明記すべき。（第２章第１節）	

	○　「（２）全教職員からの聴き取り」及び「（３）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア」において、「聴き取り実施日以外にも情報提供できる方法を設けるべき。生徒も教師も、情報提供したいことがあっても、タイミング、教室、聴き取る教員に対しては話せないことがあったり、後から思い出すこともあったりする。匿名でも情報をあげられる方法も検討する。」と加筆すべき。（第３章第２節） ○　「○問題行動調査の数字を文科省に提出済みの場合は、基本調査の結果をもとに「自殺した児童生徒の置かれていた状況」のチェックを修正する」と加筆するべき。（第３章第３節） ○　「○遺族に調査の意向を聞くときに、在校生の進路等の迷惑、地域での遺族の立場が悪くなることなどを理由に不安を煽り、調査を希望しづらくさせてはならない」と加筆すべき。（第４章第１節） ○　「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階」の枠の中、⑦の・の３つ目について、遺族が、生徒の筆跡がわかるという前提から考え直していただきたい。指導死の場合、転記は遺族の不信感につながる。実際、転記としていたが正確には転記されていなかった事案あり。転記をするのであれば転記と原本が一言一句合っているか、遺族の同意が得られる第三者が確認する必要がある。（第４章第３節、第５章第３節） ○　①～⑦を明文化した「設置要綱」をつくることが望ましい。（第４章第３節） ○　詳細調査組織の設置要綱の提示が記載されていないため、詳細調査開始前に、設置要綱を遺族へ必ず提示し、要望が反映されているか確認することを義務化するべき。（第４章第３節）	

	○　「調査組織において、設置要綱を作り、詳細調査の計画と見通しを立て、調査主体との間で共通理解を図る」とすべき（※下線の内容を追加すべきとの御意見）。（第５章第１節） ○　第三者委員会方式にもかかわらず、事務局機能として聴き取り内容の反訳を設置者が行うのは、第三者性を損なう。反訳は守秘義務化して外部へ委託が現実的。反訳については記載を削除すべき。（第５章第１節） ○　「本調査では分からなかったことを明記する」ことにより遺族は不信感を感じてしまうため、事実確認が認定しないものに関しては、調査が出来なかった理由も記載して欲しい。（第５章第７節） ○　遺族対応を充実させるため、様式１に指針の QR コードや背景調査と遺族の関係性を示すフロー図の掲載が必要ではないか。（様式１） ○　相談窓口の紹介おいて、以下の説明を加筆すべき。 ・「子どもを亡くして精神的に不安定な状況で判断しないといけないため、早くに弁護士に相談することも方法の１つとして提案する。」 ・具体的な団体名は紹介できないとしても、「子どもを亡くした方の困りごとや相談を聞く支援団体が全国にあります。気になる方はお調べください」 （様式１） ○　上記と同趣旨の御意見も含めた 151 件の御意見	